

令和7年1月22日

## オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

分任支出負担行為担当官  
東京神奈川森林管理署長 中村 隆史

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加を希望される方は期限までに見積書等の提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 事業概要

- (1) 事業名 世附作業地におけるナラ枯れ防除事業（R6補正翌債）
- (2) 事業場所 神奈川県足柄上郡山北町世附 世附国有林102に1林小班外
- (3) 事業内容 伐倒玉切 16.64m<sup>3</sup>  
くん蒸処理 1.88m<sup>3</sup>  
(詳細は別途示す仕様書等による。)
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年6月20日まで
- (5) 本事業は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用する。

#### 2 必要な資格等

- (1) 令和04・05・06年度全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供等（その他）」を有し、競争参加を希望する地域において「関東・甲信越」及び「東海・北陸」を選択している者であること。
- (2) 本事業にチェーンソーを使用する作業の実施に当たっては、労働安全衛生法に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者を配置できること（令和2年8月1日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること。
- (3) 本事業に、①「事業実施個所の地方公共団体が指定する研修等を受けている者」②「地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー」③「緑の安全管理」④「技術士（農業部門：自然保護又は森林部門：林業）」⑤「樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）」⑥「上記に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者」又は適切な研修を受講した者を配置できること。
- (4) 共同事業体を結成し見積に参加する場合は、当該共同事業体の構成員のすべてが全省庁統一資格を有するとともに、これらの構成員がこの案件に対して単体企業として見積を行

わない共同事業体であること。

上記に該当する場合は、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他構成員がわかる協定書等を提出すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 見積に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3 提出書類等

(1) 提出書類

ア 見積書

見積書は消費税抜きの価格で作成し、日付と税抜き金額である旨を必ず記入すること。また、見積書の宛名は「関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長」とすること。

イ 事業費内訳書

見積書とともに事業費内訳書を提出すること。

事業費内訳書の様式は自由であるが、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものとする。

ウ 上記2（1）～（3）の資格を証明できる書類の写し

(2) 提出期限

令和7年2月26日（水）午後1時30分まで

(3) 提出方法

ア 電子調達システムの場合

電子調達システムを用いて参加する場合は、3（1）の5点を内訳書データとして送信すること。

#### イ 郵送又は持参の場合

書類を郵送又は持参する場合は、3（4）の場所に提出するものとし、締切日時までに到着したものに限るものとする。

なお、郵送又は持参する封筒の表に「世附作業地におけるナラ枯れ防除事業（R6補正翌債）見積書在中」と朱書きし、見積書ほか一式を合封して封かんすること。

#### （4）提出先

東京神奈川森林管理署 総務グループ

〒254-0046 神奈川県平塚市立野町38-2

### 4 契約締結日

- （1） 見積採用の日より7日以内とする。（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

### 5 契約者の決定方法

- （1） 有資格者による見積書の提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で最低の価格を見積した者を契約の相手方とする。

### 6 その他

- （1） 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」、及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認すること。

- （2） 契約条件については、別紙「契約書（案）」及び造林事業請負契約約款のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなす。

また、契約約款の交付日は本公告日とすることとし、見積合わせ実施日までに約款の改正があった場合の交付日は契約日とする。

- （3） 参加資格が設定されている見積依頼に対し、参加資格のない者が提供した見積書や、見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とする。

- （4） 会計法上の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成する。（契約金額により省略する場合もある。）

担当：東京神奈川森林管理署 総務グループ  
総括事務管理官  
電話：0463-32-2867

# 造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 世附作業地におけるナラ枯れ防除事業（R6補正翌債）
- 2 事業場所 神奈川県足柄上郡山北町世附 世附国有林102に1林小班外
- 3 事業量 伐倒玉切 16.64m<sup>3</sup>  
くん蒸処理 1.88m<sup>3</sup>
- 4 事業期間 契約締結の翌日から  
令和7年 6月20日まで
- 5 請負金額 ￥ .-  
うち取引に係る消費税及び地方消費税額(以下「消費税」という。) ￥ .-
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
×	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

## 7 支給材料及び貸与物

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

## 8 特約事項

特になし。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住 所 神奈川県平塚市立野町38-2  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
東京神奈川森林管理署長 中村 隆史

請負者 住 所  
氏 名

※請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄に共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

# 事業内訳書

作業種	林小班	事業量	作業期間		備考
			自	至	
伐倒玉切	102に1	5 本 1.33 m <sup>3</sup>	契約締結日の翌日	令和7年6月20日	
	102ぬ	38 本 13.25 m <sup>3</sup>			
	103へ	1 本 0.24 m <sup>3</sup>			
	103ぬ2	1 本 0.28 m <sup>3</sup>			
	105ぬ1	1 本 1.54 m <sup>3</sup>			
	計	46 本 16.64 m <sup>3</sup>			
くん蒸処理	103へ	1 本 0.22 m <sup>3</sup>	契約締結日の翌日	令和7年6月20日	
	103ぬ2	1 本 0.25 m <sup>3</sup>			
	105ぬ1	1 本 1.41 m <sup>3</sup>			
	計	3 本 1.88 m <sup>3</sup>			

## IV 関東森林管理局仕様書（抜粋）

### 1 総 則

- (1) この関東森林管理局仕様書（以下「局仕様書」という。）は、松くい虫及びナラ枯れ防除事業における伐倒駆除の仕様を示すものである。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、局仕様書に優先するものとする。

### 2 ナラ枯れ伐倒駆除仕様書

#### 1. 作業内容

被害木を伐倒、枝払い、玉切り、集積し、薬剤によるくん蒸処理をもって内部のカシノナガキクイムシを駆除することで被害のまん延を防止するものである。

#### 2. 伐倒、枝払い、玉切り、集積

##### (1) 伐倒

- ① 伐倒木はビニールテープ及びナンバーテープで明示したものとする。
- ② 対象木や周囲の状況等を勘案して最も安全な伐倒方向を選ぶこと。
- ③ くん蒸対象木の伐採点は山際の地際から30cm以内を標準とするが、可能な限り低い位置であること。
- ④ くん蒸対象木の枝条は作業や林内の移動を妨げないように整理し、くん蒸処理は行わないものとする。
- ⑤ くん蒸を伴わない作業支障木等の伐採点は、山際の地際から30cm以内を標準とし。作業や林内の移動の妨げとならないように枝払や玉切を行い整理しておくこと。

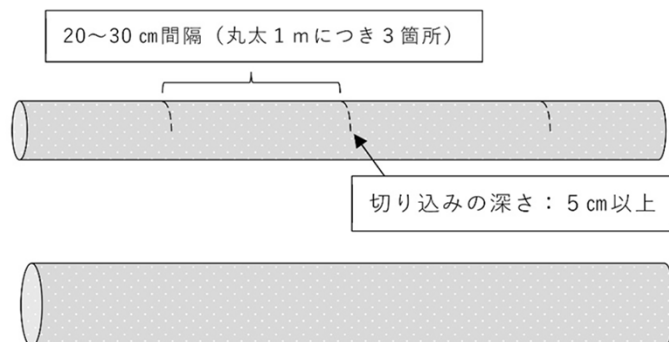
##### (2) 枝払い（くん蒸対象木）

くん蒸シート被覆時にシートを損傷しないよう枝の基部から切断すること。

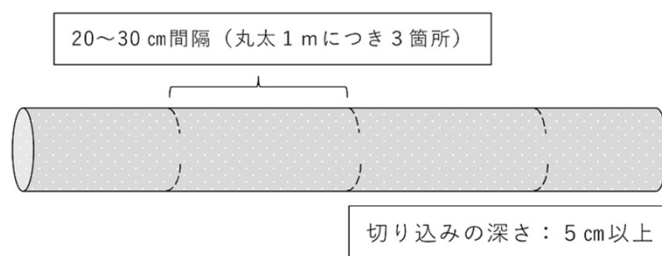
##### (3) 玉切り（くん蒸対象木）

1mを基準として玉切りし、くん蒸作業時に内部まで薬剤を浸透させるため以下のとおり切り込みを入れること。

- ① 直径が30cm未満のもの  
※片面に切り込みを入れる



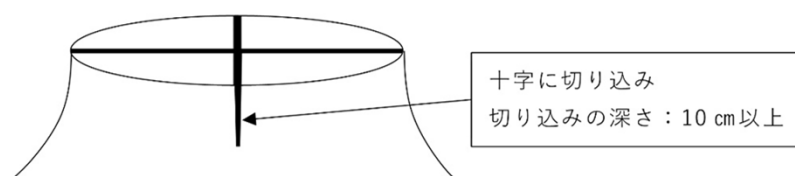
- ② 直径が30cm以上のもの  
※両面に切り込みを入れる



(5) 根株の処理

カシノナガキクイムシは地際に近い部分の生息密度が高く根株にもくん蒸を施す必要があることから、薬剤の浸透性を高めるため以下のとおり切り込みをいれること。

なお、安全上の理由等からやむを得ず伐採点が高くなった場合は、薬剤の浸透性を損なわぬよう切り込みの深さを調整すること。

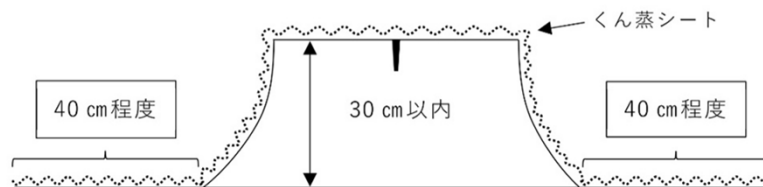


(6) 集積（くん蒸作業対象木）

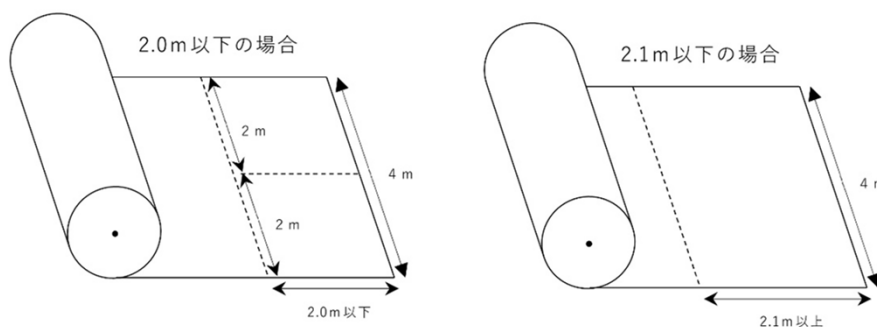
- ① 丸太の集積にあたっては、集積場所が傾斜地の場合は集積前に谷側に杭を打ち安定させておくこと。
- ② ①において集積した際に突き出た枝等がある場合はくん蒸シートを破損するおそれがあることから確実に切除しておくこと。
- ③ 集積場所は歩道等の一般者の往来が予想される場所や沢付近等の薬剤流出の恐れのある場所を避けること。また、出来る限り薬剤が気化しやすい日当たりの良い場所を選ぶこと。

### 3. くん蒸方法

- (1) 薬剤の使用にあたっては予め病虫害防除薬剤使用願を提出し発送者の承認を得ること。また、薬剤等の材料が納入されたときは速やかに監督職員の確認検査を受けること。
- (2) くん蒸作業の実施にあたっては、予め集積物の周りにシート端時を埋めておく溝を掘り、伐倒木の伐根及び集積物をくん蒸シートで被覆したのちに集積場所にまんべんなく薬剤を散布し、速やかにシート端時を全て土中に埋めて密閉性が保たれるよう措置すること。
- (3) くん蒸シートの継ぎ足しは行わないものとするが、被覆時に破損が生じた場合には、耐久、耐候性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- (4) 作業は薬剤が気化しやすいように晴天で気温の高い日を選び、曇りや雨天・気温の低い日は避けること。
- (5) 事業箇所には薬剤名及び薬剤数量並びに処理年月日を表示した立て看板等により注意喚起をはかること。
- (6) 施工後は14日間以上の密閉状態が保たれるよう管理し、破損等の異常を発見した場合は速やかに補修すること。
- (7) 根株のくん蒸作業
  - ① カシノナガキクイムシは地際に近い部分の生息密度が高いことから、以下のとおり伐採後の根株にもくん蒸作業を行うものとする。なお、くん蒸シートの被覆にあたっては、周囲の土石等を用いて根株を密閉させること。



- ② 根株のくん蒸に要する径級毎の必要材料は別表に示すとおりである。  
なお、くん蒸シートの必要長が2 m以下の場合は4 m幅のシートを2分割して使用すること。





#### 4. 薬剤の取扱等

- (1) 薬剤散布中又は薬剤を希釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (2) 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- (3) 使用済の薬剤の容器は、事業の完成が認められるまで確実に保管しておくこと。
- (4) 薬剤の使用上の注意事項及び関係法令を遵守すること。
- (5) 薬剤は、密栓して火気のない冷暗所で施錠のうえ保管すること。
- (6) 薬剤に火気を近づけないこと。
- (7) 運搬中に薬剤が漏れないよう容器は密栓しておくこと。
- (8) 搬入する薬剤は当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は確実に持ち帰り所定の場所で補完しておくこと。
- (9) 薬剤を取り扱う際は保護メガネやマスク、ゴム手袋等の防護衣を確実に着用すること。
- (10) 作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。

#### 5. 安全管理

作業中は危険回避のため関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

#### 6. 実行管理

##### (1) 実行記録写真の整理

実行記録写真の撮影にあたっては、代表的な箇所について作業毎に作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。

##### (2) 薬剤の管理

薬剤の使用にあたっては、当日の使用量等を薬剤散布記録簿に記録しておくこと。

#### 7. 農薬使用計画書の提出

請負者は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づく「農薬使用計画書」を農林水産大臣宛て薬剤の使用開始日までに提出するとともに、その写しを監督職員へ提出すること。

#### 8. チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を予防するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」を遵守し、作業者にも徹底されるよう必要な措置を講ずること。

## 【別表】

## 根株のくん蒸に要する必要材料

根株の 平均直径 (cm)	シート必要量 (m)		薬剤散布量 (ℓ)		根株の 平均直径 (cm)	シート必要量 (m)		薬剤散布量 (ℓ)	
	幅	長さ	カーバム 剤	カーバム ナトリウム 塩液剤		幅	長さ	カーバム 剤	カーバム ナトリウム 塩液剤
10	4.0	1.5	0.05	0.05	80	4.0	2.5	0.15	0.15
12	4.0	2.0	0.05	0.05	82	4.0	2.5	0.20	0.15
14	4.0	2.0	0.05	0.05	84	4.0	2.5	0.20	0.15
16	4.0	2.0	0.05	0.05	86	4.0	2.5	0.20	0.15
18	4.0	2.0	0.05	0.05	88	4.0	2.5	0.20	0.15
20	4.0	2.0	0.05	0.05	90	4.0	2.5	0.20	0.15
22	4.0	2.0	0.05	0.05	92	4.0	2.5	0.20	0.15
24	4.0	2.0	0.05	0.05	94	4.0	2.5	0.25	0.20
26	4.0	2.0	0.05	0.05	96	4.0	2.5	0.25	0.20
28	4.0	2.0	0.05	0.05	98	4.0	2.5	0.25	0.20
30	4.0	2.0	0.05	0.05	100	4.0	2.5	0.25	0.20
32	4.0	2.0	0.05	0.05	102	4.0	2.5	0.25	0.20
34	4.0	2.0	0.05	0.05	104	4.0	2.5	0.25	0.20
36	4.0	2.0	0.05	0.05	106	4.0	2.5	0.30	0.20
38	4.0	2.0	0.05	0.05	108	4.0	2.5	0.30	0.25
40	4.0	2.0	0.05	0.05	110	4.0	2.5	0.30	0.25
42	4.0	2.0	0.05	0.05	112	4.0	3.0	0.30	0.25
44	4.0	2.0	0.05	0.05	114	4.0	3.0	0.35	0.25
46	4.0	2.0	0.05	0.05	116	4.0	3.0	0.35	0.25
48	4.0	2.0	0.05	0.05	118	4.0	3.0	0.35	0.25
50	4.0	2.0	0.10	0.05	120	4.0	3.0	0.35	0.30
52	4.0	2.0	0.10	0.05	122	4.0	3.0	0.35	0.30
54	4.0	2.0	0.10	0.10	124	4.0	3.0	0.40	0.30
56	4.0	2.0	0.10	0.10	126	4.0	3.0	0.40	0.30
58	4.0	2.0	0.10	0.10	128	4.0	3.0	0.40	0.30
60	4.0	2.0	0.10	0.10	130	4.0	3.0	0.40	0.30
62	4.0	2.5	0.10	0.10	132	4.0	3.0	0.45	0.35
64	4.0	2.5	0.10	0.10	134	4.0	3.0	0.45	0.35
66	4.0	2.5	0.15	0.10	136	4.0	3.0	0.45	0.35
68	4.0	2.5	0.15	0.10	138	4.0	3.0	0.45	0.35
70	4.0	2.5	0.15	0.10	140	4.0	3.0	0.50	0.35
72	4.0	2.5	0.15	0.10	142	4.0	3.0	0.50	0.40
74	4.0	2.5	0.15	0.10	144	4.0	3.0	0.50	0.40
76	4.0	2.5	0.15	0.15	146	4.0	3.0	0.50	0.40
78	4.0	2.5	0.15	0.15	148	4.0	3.0	0.55	0.40

# 特記仕様書

## 1 総 則

### (1) 総則

- ① 請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。  
なお、作業が造林請負事業標準仕様書及び関東森林管理局仕様書によりがたい場合、監督職員と協議を行い別途指示することとする。
- ② 事業実施にあたり問題が生じるおそれがある場合、事前に監督職員の指示を受けること。  
その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ、実行すること。

### (2) 薬剤の仕様

農薬の種類	有効成分	1m <sup>3</sup> 当り 使用量 (ℓ)	必要量 (ℓ)
カーバム剤	N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム 50% 水・安定剤等 50%	原液1.0ℓ	2ℓ

※1 くん蒸処理対象数量は1.99m<sup>3</sup>であるが、薬剤購入単位に合わせて必要量を設定した。

※2 事業事業に使用する薬剤はカーバム剤 N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム 50% (ヤシマNCS) を見込んでいるが、使用薬剤については上記と同等のものとする。

### (3) くん蒸シートの仕様及び必要量

材質	規格	必要量
生分解性プラスチック	幅4m×長さ30m (1巻当り)	1巻 ※3

※3 くん蒸1m<sup>3</sup>当たりの必要数量(長さ)は4.26m

### (4) 伐採について

- ① 対象地はいずれの箇所も、県道や林道、歩道に面していることから、作業にあたっては通行人等の安全を確保したうえで行うこと。
- ② 事業区域前後には「作業実施中」等の表示板を設け、通行人に対し注意を促すこと。  
また、状況に応じ「立入禁止」の措置をし、作業を行うものとする。
- ③ 伐倒駆除を行う枯損木は、ビニールテープ及びナンバーテープで表示している。
- ④ 伐採方法は、樹形、隣接木の状況、地形、道路施設及び通行者等を考慮し、最も安全な方法を選択すること。
- ⑤ 伐採した木を存置もしくは仮置きする際は、転落することがないように転落防止措置を講ずること。

(5) 豚熱（CSF）の感染拡大防止について

事業の実施に当たっては、豚熱（CSF）の感染拡大防止のため、神奈川県における豚熱対策を熟知して適切な対策に努めること。

※神奈川県における豚熱対策については、下記URLを参照のこと

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5c/cnt/f535305/test-csf.html>

## 伐 倒 対 象 木 明 細 表

基本図 挿入図 図面番号	林 小 班	番 号	樹 種	区 分	胸高直径 ( cm )	樹 高 ( m )	幹 材 積 ( m <sup>3</sup> )	枝 条 材 積 ( m <sup>3</sup> )	根 株 材 積 ( m <sup>3</sup> )	備 考
2-1	102に1	669	ナラ	伐倒玉切	22	7	0.11			
		670	ナラ	伐倒玉切	28	8	0.20			
		671	ナラ	伐倒玉切	32	9	0.29			
		672	ナラ	伐倒玉切	36	10	0.41			
		673	ナラ	伐倒玉切	26	7	0.15			
		小 計			29	8	1.16	0.17		5本
	102ぬ	631	ナラ	伐倒玉切	24	8	0.15			
		632	ナラ	伐倒玉切	36	9	0.36			
		633	ナラ	伐倒玉切	22	10	0.16			
		634	ナラ	伐倒玉切	36	9	0.36			
		635	ナラ	伐倒玉切	36	9	0.36			
		636	ナラ	伐倒玉切	26	10	0.22			
		637	ナラ	伐倒玉切	30	9	0.26			
		638	ナラ	伐倒玉切	26	9	0.20			
		639	ナラ	伐倒玉切	32	10	0.33			
		640	ナラ	伐倒玉切	22	9	0.15			
		641	ナラ	伐倒玉切	28	8	0.20			
		642	ナラ	伐倒玉切	22	6	0.09			
		643	ナラ	伐倒玉切	28	9	0.23			
		644	ナラ	伐倒玉切	38	9	0.40			
		645	ナラ	伐倒玉切	26	9	0.20			
		646	ナラ	伐倒玉切	24	10	0.19			
		647	ナラ	伐倒玉切	40	11	0.55			
		648	ナラ	伐倒玉切	42	11	0.60			
		649	ナラ	伐倒玉切	28	9	0.23			
		650	ナラ	伐倒玉切	32	11	0.36			
		651	ナラ	伐倒玉切	34	9	0.33			
		652	ナラ	伐倒玉切	40	11	0.55			
		653	ナラ	伐倒玉切	22	9	0.15			
		654	ナラ	伐倒玉切	34	10	0.37			
		655	ナラ	伐倒玉切	42	9	0.48			
		656	ナラ	伐倒玉切	44	9	0.52			
		657	ナラ	伐倒玉切	34	10	0.37			
658	ナラ	伐倒玉切	32	10	0.33					
659	ナラ	伐倒玉切	34	10	0.37					
660	ナラ	伐倒玉切	26	9	0.20					
661	ナラ	伐倒玉切	26	9	0.20					
662	ナラ	伐倒玉切	40	9	0.44					
663	ナラ	伐倒玉切	34	9	0.33					
664	ナラ	伐倒玉切	24	10	0.19					
665	ナラ	伐倒玉切	30	9	0.26					
666	ナラ	伐倒玉切	38	9	0.40					
667	ナラ	伐倒玉切	30	6	0.17					
668	ナラ	伐倒玉切	32	8	0.26					
小 計			31	9	11.52	1.73		38本		
2-2	103へ	701	ナラ	伐倒くん蒸	24	11	0.21			
		小 計			24	11	0.21	0.03	0.01	1本
	103ぬ2	692	ナラ	伐倒くん蒸	24	12	0.24			
		小 計			24	12	0.24	0.04	0.01	1本
2-3	105ぬ1	691	ナラ	伐倒くん蒸	54	15	1.34			
		小 計			54	15	1.34	0.20	0.07	1本
合 計							14.47	2.17	0.09	46本

※小計の胸高直径、樹高は平均値

# ナラ枯れ防除事業予定箇所作業条件等調査表

東京神奈川森林管理署

<伐倒駆除>

森林事務所	林小班	予定面積 (ha)	作業期間	作業条件					林分条件		
				作業仕様	作業手段	通勤往復 時間(分)	人員輸送車 往復距離(km)	備考	傾斜	作業難度	その他
世附	102こ1	0.01	契約締結日の翌日 ～ 令和7年6月20日	伐倒玉切	人力	67	29.4		～20°	中	
世附	102ぬ	0.05		伐倒玉切	人力	67	29.4		～20°	中	
世附	103へ	0.01		伐倒玉切及び くん蒸処理	人力	52	26.2		31° ～	中	
世附	103ぬ2	0.01		伐倒玉切及び くん蒸処理	人力	55	27.6		31° ～	中	
世附	105ぬ1	0.01		伐倒玉切及び くん蒸処理	人力	65	32.4		～20°	中	
計		0.09									